

第6次真岡市行政改革大綱

平成27年 月

栃木県真岡市

行政改革大綱の基本方針

1 策定の趣旨

本市の行政改革大綱は、平成7年度に「第1次行政改革大綱」を策定し、以来、平成12年度に「第2次行政改革大綱」、平成16年度には市町合併協議に併せて2か年度の「第3次行政改革大綱」、平成18年に「第4次行政改革大綱」を改定してきた。そして、平成22年度には、市民と行政が一体となった行政運営を図り、市政に対する市民の理解・関心を高め積極的に情報を提供していくため、今までの主要課題に、新たに「開かれた市政の推進」を加えた「第5次行政改革大綱」を策定し、行政改革を計画的に推進してきた。

数次にわたる行政改革の推進により、効率的な行政運営と市民サービスの向上に、一定の成果をあげてきたが、急速に進む少子高齢化、地方分権の進展、高度情報通信技術を活用した情報化、生活様式の多様化など、行政の課題は増加し、行政に対する市民の要望や期待も複雑多様化している。

また、人口減少社会への対応は喫緊の課題であり、今年度に策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略※1」に基づき、市民をはじめ、産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等と連携した取り組みを進めていかなければならない。

さらには、本格的な景気回復が望まれる中、地方財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続くものと見込まれることなどから、行財政基盤の強化が求められている。

今後、満足度の高い行政サービスを提供していくためには、自治基本条例の目的である市民の権利を保障し、住みよい地域社会をつくるために市民が積極的に参画・協働していく必要がある。そのためには、行政と市民団体や自治会、民間非営利組織（以下、「NPO」という。）、事業者などの役割分担を明確にし、情報を共有しながら、それぞれの特性や能力を発揮して、さまざまな公共の課題を効果的に解決するため、市民協働のまちづくりの推進を積極的に取り組むこととします。

このため、新たな時代に即した市政を推進していくための指針となる第11次市勢発展長期計画※2との整合性を図り、計画的で効率的な行財政の運営を推進するため、第6次行政改革大綱を策定する。

2 推進期間

行政改革大綱の推進期間は、平成27年度から平成31年度の5年間とする。

また、行政改革大綱に定めた主要項目に沿った実施計画を策定し、毎年度、見直しを行う。

3 推進体制

本市の行政改革は、市長を本部長とする「行政改革推進本部※3」を中心に、全庁をあげて推進する。

また、副市長を委員長とする「行財政検討委員会※4」において、行政改革の進行管理を行う。

4 進捗状況の公表等

行政改革の進捗状況や成果については、広報紙やホームページなどを通して、広く市民に公表し、情報の共有化を図ることにより、透明性の高い行政運営に努める。

5 主要項目

本大綱の策定の趣旨を踏まえ、新しい時代の行政需要に対応していくため、今後5年間で重点的に取り組む主要項目を次の6項目とする。

- (1) 市民協働のまちづくりの推進
- (2) 開かれた市政の推進
- (3) 事務事業の効率化
- (4) 組織の適正化と人材の育成・強化
- (5) 電子自治体の推進
- (6) 健全な財政運営

※1 まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口減少と地域経済縮小の克服及び各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるようにするための総合的戦略

※2 第11次市勢発展長期計画

本市の行財政運営を総合的、計画的に進める指針となるものであり、各種の計画や施策の基本となる計画

※3 行政改革推進本部

本市の行政改革大綱の策定及び推進など行政改革に関する最終意思決定機関として、市長を本部長として設置された組織

※4 行財政検討委員会

本市の行財政運営に関し、簡素にして効率的な行財政の確立を図り、市政の健全な発展に資するため、副市長を委員長として設置された組織

行政改革大綱の具体的な取組内容

1 市民協働のまちづくりの推進

急速な少子高齢化や核家族化の進展に伴い、地域コミュニティにおける連帯感の希薄化が進むなか、行政に対する市民意識は年々変化している。

また、地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権が拡大するとともに、その対応力が問われるなど、行政運営がますます複雑化してきている。

このような状況を踏まえ、魅力ある個性的なまちづくりを進めていくには、自治基本条例の基本理念のもと、市民、市民団体、事業者と行政が同じ目的に向かって情報を共有し、手を携え、共に行動する、協働によるまちづくりを進めていく必要がある。

(1) 市民との協働体制の確立

協働によるまちづくりのパートナーである自治会、ボランティア団体、NPO、事業者などの各種団体と連携し、まちづくりに積極的に参画・協働する人材の育成に努める。

(2) 地域づくりの推進

「地域づくり事業」の推進と支援を行うとともに、人と人との結びつきを高め、地域リーダーの発掘・育成に努める。

(3) 各種審議会委員の構成見直し

まちづくりに多様な視点を反映させるため、各種審議会の公募委員、若年層や女性委員の構成比率を向上させる。

2 開かれた市政の推進

市民と行政が一体となった、開かれた市政を実現するためには、市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を深めることが重要である。

そのため、情報公開制度の推進や、行政手続制度の見直し等により事務の透明性を確保するとともに、パブリック・コメント制度の活用により、各種施策に市民の意見を反映していく必要がある。

また、市政に対する市民の理解・関心を高めるため、あらゆる機会をとらえて積極的に情報を提供していく。

一方で、市が保有する個人情報の取扱いについては、法令等を遵守し、適正に保護していく必要がある。

(1) 情報公開制度※1の推進と行政手続制度の見直し

情報公開制度の推進のため、積極的に制度の周知を図るとともに、制度の運用について見直しを行う。

また、行政手続制度の適正な運用を図るため、審査基準等の見直しを行い、積極的に公表していく。

(2) パブリック・コメント制度※2の推進

市の重要な政策に関わる計画の策定や条例の制定等にあたっては、計画等の案を公表し市民からの意見を求め、計画等に反映させるため、積極的にパブリック・コメント制度を活用する。

(3) 情報提供の推進

市政に対する市民の理解・関心を高めるため、広報紙やホームページ、ケーブルテレビやSNS※3の活用などを通じ、わかりやすく、市民だれもが必要な時にすぐ手に入れることができるよう市政情報の提供に努める。

また、附属機関等の会議の公開により、市政運営の透明性の向上を図るとともに、オープンデータ※4による情報提供についても検討していく。

(4) 個人情報※5の適正な保護

個人情報の漏えいを防ぐため、安全で適正な情報管理を行う。また、個人情報の開示にあたっては、市民が利用しやすいものとするために制度の運用などについて見直しを行う。

※1 情報公開制度

真岡市情報公開条例に基づき、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ等であって、当該実施機関が管理しているものを、閲覧に供し、又はその写しを交付すること

※2 パブリック・コメント制度

政策に関する計画等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報及び専門的な知識を求め計画に反映させる制度

※3 SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト

※4 オープンデータ

インターネットなどを通じて誰もが自由に入手し、利用・再配布できるデータの総称。

※5 個人情報

実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ等に記録され、当該実施機関が管理しているもののうち個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの

3 事務事業の効率化

厳しい財政状況の中で、多様化する行政需要に応えていくため、行政評価システムによりすべての事務事業を客観的に評価し、適切な事務事業の選択と最少の経費で最大の効果を上げる効率的な行政運営を推進する。

また、行政の客観性・透明性を向上させるために、市民行政評価※1 を実施するとともに、行政評価の結果を公表する。

市民サービスの向上とコスト意識を持った行政サービスに努め、民間委託や指定管理者制度※2 などの民間活力を積極的に活用していく。

さらに、社会保障・税番号（マイナンバー）制度※3 の導入により、行政機関で行っている様々な情報の照会等が簡略化されることにより、事務負担の軽減を図っていく。

地方公営企業等については、健全で効率的な経営に努める。また、第3セクターについては、経営の健全化・合理化が図られるよう、積極的に支援する。

(1) 事務事業の見直し

行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効率と効果、経費節減等を図るため、すべての事務事業について、行政評価を実施しながら、事務事業の再編・整理、廃止・統合を推進する。

(2) 民間委託等の推進

民間委託または民間と協力して行うことにより事務事業の効率化、市民サービスの向上が図れるものについては、民間委託、指定管理者制度、PFI手法※4 等の活用を推進する。

(3) 地方公社※5・地方公営企業※6 の経営の健全化

土地開発公社については、経営健全化計画に基づき、未利用保有地の売却を進め、5年以内に廃止できるように努める。

地方公営企業については、収入の確保に努めるとともに、事業の効率化を図り、経営の健全化に努める。

(4) 第3セクター※7 の経営の健全化・合理化

第3セクターの経営状況、実施事業の内容等を検証し、事業の適正化と経営改善を促進する。

※1 市民行政評価

市の政策や施策、事務事業の成果をできるだけ数値化し、市民の視点での客観的な成果目標を設定し、様々な観点から評価をする行政経営の仕組

※2 指定管理者制度

公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度

※3 **マイナンバー制度**

市民一人一人に12桁からなる個人番号を付番し、社会保障・税・災害対策の各分野のうち、法律で定められた行政手続で個人番号を利用すること。

※4 **PFI手法**

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

※5 **地方公社**

地方公共団体の出資する公益法人

※6 **地方公営企業**

地方公共団体が企業として経営する事業

※7 **第3セクター**

行政（第1セクター）と民間（第2セクター）とが共同して出資設立した株式会社や財団法人等

4 組織の適正化と人材の育成・強化

組織機構の強化については、事務の効率化と市民サービスの向上を図るため、簡素で市民にわかりやすい組織機構を目指し、見直しを行っていく。

人材の育成・強化については、研修制度等の充実を図ることにより、職務への意欲を促し、その能力を高め、積極的に職務に取り組んでいくことができる職員を育成し、限られた人員で効率的な行政運営ができるよう人事評価制度の効果的な運用を行う。

また、職員一人一人が、全体の奉仕者としての意識を常に認識し、自己の能力向上に努めていく。

定員の管理については、民間委託等の推進により、総人件費の抑制を図るとともに、地方分権の進展や市民ニーズの多様化に伴って増加する行政需要へ対応していくため、本市の業務量に見合った適正な定員管理を行っていく。

さらに、管理職への登用に当たっては、男女の区別なく、能力のある職員を積極的に登用していく。

(1) 組織機構の適正化

組織機構については、複雑多様化する行政需要に適切に対応するため、市民サービスの向上に配慮しながら、定期的に見直しを行い、適正化を図っていく。

また、新庁舎建設に伴い、効率的で機能的な執務スペースの配置と合わせ、アウトソーシング（外部委託）などの検討も含め、組織機構の見直しを行う。

(2) 人材の育成・強化

人材育成を主眼とした公平・公正な人事評価制度※1の確立と、「真岡市人材育成基本方針※2」に基づき、研修制度を充実することにより、職員一人一人の能力をさらに高め、時代の変化に対応した、より質の高い行政サービスを提供できる人材の育成に努めていく。

(3) 第6次定員適正化計画※3の策定と実施

第5次定員適正化計画、新市基本計画（平成26年12月変更版）を踏まえ、業務量調査による本市の業務量の集計・分析に基づき、適正な職員数を把握することにより、第6次定員適正化計画を策定し、定員の管理に努める。

※1 人事評価制度

職員一人一人の人材育成を主眼として、主体的な能力開発や業務遂行を促し、成果を適正に評価する制度

※2 **真岡市人材育成基本方針**

計画的、総合的に人材の育成を推進するため、目指すべき職員像を明らかにするとともに、人事管理全般の基本的方向性を示す方針

※3 **定員適正化計画**

行政需要に合わせた適正な職員数の管理を行うための年次計画

5 電子自治体の推進

事務処理の効率化と市民の利便性の向上を図るため、情報格差の解消と個人情報保護の保護に努めながら、高度情報通信技術を積極的に活用し、情報化を推進する。

なお、各種情報システムの構築にあたっては、費用対効果を十分に検証し、開発費や運営経費の抑制に努める。

(1) 情報通信基盤設備の活用

市内全域でケーブルテレビ回線によるテレビの視聴とインターネットサービスが利用できる環境となったことから、行政情報番組による積極的な情報発信や双方向性通信機能を活用した様々なシステムに利用するなど、設備の有効活用を図り、地域の情報化を推進していく。

(2) 各種情報システムの運用・構築

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入によるICT（情報通信技術）利活用社会※1に対応するため、行政サービスの高度化を目指した情報システムの構築と、市民のニーズに的確に対応した各種情報システムの運用に努める。

また、市民が安全で安心して利用できるユビキタス社会※2の実現を目指す。

(3) 情報セキュリティポリシー※3の運用

情報の機密性※4・完全性※5・可用性※6を確保するため、「真岡市情報セキュリティポリシー」を遵守し、情報セキュリティの最新情報や具体的な対策手段、緊急対応情報など、幅広い関連情報を提供し、さらなる徹底を図る。

(4) 情報センターの管理・運営

地域情報化推進のための中核施設である情報センターは、指定管理者による施設の管理・運営を行っている。

今後とも、市民サービスの向上を目指し、民間の手法を用いた弾力性、柔軟性のある施設の管理・運営に努める。

※1 ICT（情報通信技術）利活用社会

高速インターネット網や各種通信インフラの普及に伴い、医療、介護・福祉、教育などの公共分野や地域経済などにおいて、ICT（情報通信技術）を効果的に利活用する社会を構築することを目標に、総務省が提唱する取り組みのこと。

※2 ユビキタス社会

コンピューターネットワークを初めとしたネットワークにつながることにより、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」様々なサービスを利用できる社会のこと。

※3 **情報セキュリティポリシー**

本市が所有する情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。

※4 **機密性**

アクセス権を持つ者だけが、情報にアクセスできることを確実にすること。

※5 **完全性**

情報及び処理方法が正確であること及び完全であることを保護すること。

※6 **可用性**

認可された利用者が、必要なときに、情報及び関連する資産にアクセスできることを確実にすること。

6 健全な財政運営

計画的で効率的な財政運営の確立を目指し、行政評価システム等により事業の「選択と集中」を徹底し、限りある財源の計画的かつ重点的な配分と経費の徹底した節減合理化に努め、財政運営の効率化を図るものとする。

また、市民負担の公平に努めるなど財政秩序の適正化を図り、あらゆる角度から財源の確保に努めながら、「入るを量りて出づるを制す」という考え方を基本に、財政の健全性を確保する。

(1) 計画的で効率的な行財政運営

厳しい財政状況が引き続き予想される中で、財政構造の安定性・弾力性等を判断する財政力指数※1、経常収支比率※2などの指数について、その健全性を堅持していく。

また、将来の財政負担を勘案し、市債残高の抑制にも努めていく。

さらには、行政評価システム等により、施策の優先順位を見極め、徹底した「選択と集中」に取り組み、効率的な財政運営に努めるとともに、新地方公会計制度※3に基づく財務書類を作成し、数値結果を多角的に分析することで、行政経営への有効活用を図る。

なお、公共下水道事業については、公営企業会計への移行に向けた準備を計画的に進める。

(2) 歳入の確保

自主財源の確保と市民負担の公平性の観点から、市税、市営住宅使用料、保育料等については、納付指導や債権などの差押えを積極的に行うなど徴収を強化し、収納率の向上を図る。

公共施設の使用料や、証明書発行に係る手数料については、受益と負担の均衡を図るため、5年ごとに見直しを行っていく。

未利用市有地については、民間等への売却に努める。また、施設や封筒などは、有料広告媒体として積極的な有効活用を図る。

(3) 歳出の削減

行政経費の徹底した節減合理化を図るため、人件費については、適正な定員管理による総人件費の抑制を図る。

補助金・交付金については、各種の行政上の目的をもって、3年ごとに見直しを行い、その必要性や効果を考慮し、整理統合を図る。

併せて、老朽化が進む公共施設の更新、統廃合及び長寿命化などに適切に対処するため、「公共施設等総合管理計画」を策定し、財政負担の軽減・平準化に取り組んでいく。

※1 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で、指数が大きいほど財政力が強い。

※2 経常収支比率

人件費や扶助費など経常的に支出する経費に、市税や地方交付税などの一般財源が、どの程度充当されているかをみるもので、割合が低いほど財政的にゆとりがある。

※3 新地方公会計制度

現行制度は、「基準モデル」または「総務省改訂モデル」に沿った発生主義・複式簿記の考え方により、地方公共団体等の連結ベースでの4つの財務諸表を作成するもの。

平成29年度からは、新たに「統一的な基準」に基づく財務諸表の作成が求められている。